協議第５７号

各種事務事業の取扱い（社会教育(生涯学習)事業）について

各種事務事業の取扱い（社会教育(生涯学習)事業）について下記のとおり提案します。

平成１５年7月2日　提　出

修善寺町外3町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

各種事務事業の取扱い（社会教育(生涯学習)事業）について
1　社会教育事業 (1)　生涯学習推進大綱については、合併後１年以内に新市において策定する。なお、生涯学習推進協議会は、合併時に新市において設置する。 (2)　公民館事業については、合併時までに調整する。なお、公民館運営審議会については、合併時に新市において設置する。 (3)　青少年健全育成事業については、合併時に統一する。 (4)　次の事務事業については、新市において調整し、実施する。 ア　成人式 イ　文化祭 (5)　図書館事業については、合併後１年以内に統一する。 (6)　市史編さん事業については、合併後新市において実施する。 (7)　文化財関係事業については次のとおりとする。 ア　重要文化財等保存事業補助については、新市において調整する。 イ　町指定文化財については、新市に引き継ぎ、指定の見直しをする。 ウ　文化財保護審議会及び文化財調査・保護業務（県・町指定）については、合併時に統一する。 2　社会体育事業 (1)　次の事務事業については、合併時に統一する。 ア　体育指導委員関係事業 イ　社会体育関係事業

平成１５年　　月　　日 確認